

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可について

2025年2月5日

当社は、原子炉等規制法(注1)に基づき、2024年12月9日に原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(注2)の変更認可申請(2025年1月24日に一部補正)をおこないました。(2024年12月9日お知らせ済み、一部補正について2025年1月28日お知らせ済み)

本日、当該申請について、原子力規制委員会より認可を受けましたので、お知らせします。なお、変更認可を受けた規定は、2025年4月1日から施行します。

当社は、今後も保安規定を遵守し、浜岡原子力発電所の適切な運営に努めてまいります。

変更内容

■2025年4月1日付け組織再編に伴う保安に関する組織名称の変更

当社は、2025年4月1日付けで、管理間接組織の更なる効率化および業務品質向上のため、各機能に特化・集約した部門別組織への再編を予定しています。

これにより、「調達センター」を「調達部」に、「経営考査室」を「経営監査部」に名称変更します。

本変更に伴い、保安に関する組織名称が一部変更となることから、保安規定の関連する記載を変更します。

変更前	変更後
<p>品質マネジメントシステム管理責任者 (経営考査室長)</p> <p>社長 — 経営考査室長</p> <p>品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力本部長)</p> <p>原子力本部長 — 原子力部長 — 原子力土建部長 — 原子燃料サイクル部長 — 浜岡原子力発電所長</p> <p>調達センター長</p>	<p>品質マネジメントシステム管理責任者 (経営監査部長)</p> <p>社長 — 経営監査部長</p> <p>品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力本部長)</p> <p>原子力本部長 — 原子力部長 — 原子力土建部長 — 原子燃料サイクル部長 — 浜岡原子力発電所長</p> <p>調達部長</p>

保安に関する組織(本変更に係わる部分の抜粋)

注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

注2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子力規制委員会の認可を受けるものです。

以上